

魚津市水道事業経営戦略

令和7年度～令和16年度

令和7年3月

魚津市上下水道局上下水道課

【 目 次 】

経営戦略の策定趣旨	・・・	1
1 事業概要		
(1) 事業の現況	・・・	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組	・・・	4
2 将来の事業環境		
(1) 給水人口の予測	・・・	5
(2) 水需要の予測(有収水量の将来予測)	・・・	6
(3) 料金収入の見通し	・・・	7
(4) 組織の見通し	・・・	7
3 経営の基本方針	・・・	8
4 投資・財政計画(収支計画)		
(1) 投資・財政計画(収支計画)	・・・	14
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	・・・	14
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	・・・	21

魚津市水道事業経営戦略

経営戦略の策定趣旨

(1) 策定の趣旨

本市の水道事業は、昭和27年4月1日に本市が誕生してから始まり、その後は面的整備による水需要の増加に伴い、拡張事業を行い、市民の皆様に安全で安心な水道水を供給してきました。

現在、高度成長期に集中整備した水道施設については老朽化が進み、今後、施設の更新や耐震化に多額の費用が見込まれるほか、人口減少社会を迎え、水道使用量の減少に伴う料金収入の減少も見込まれることから、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況の下、水道事業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続することが可能となるように、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、経営戦略を策定するものです。

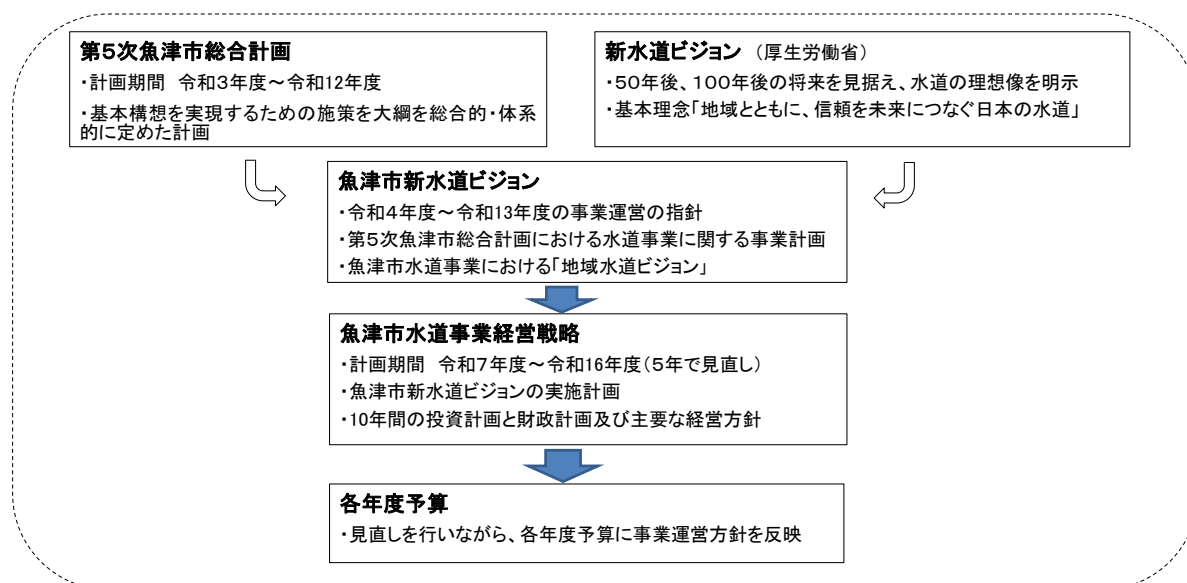
(2) 計画期間

計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間とします。

(3) 位置付け

経営戦略は、本市水道事業の運営指針である「魚津市新水道ビジョン(令和4年度～13年度)」の実行計画であり、令和7年度から令和16年度における具体的な事業運営の計画及び経営方針を取りまとめるものです。

経営戦略の実施に当たっては、社会経済情勢等の変化を踏まえて、各年度予算へ適切に反映させ、計画的かつ効率的な事業運営を推進していきます。



団 体 名：富山県魚津市

事 業 名：水道事業

策 定 日：令和 7 年 3 月

計 画 期 間：令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1)事業の現況

①給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和28年12月17日	計 画 給 水 人 口	45,502	人
法 適 (全部・財務) ・非適の区分	法適(全部適用)	現 在 給 水 人 口	34,627	人
		有 収 水 量 密 度	0.86	千m ³ /ha

②施 設

水 源	☐ 表流水、 ☐ ダム、 ☐ 伏流水、 ☒ 地下水、 ☐ 受水、 ☒ その他			
施 設 数	浄水場設置数	11	管 路 延 長	365.85 千m
	配水池設置数	24		
施 設 能 力	29,143	m ³ /日	施 設 利 用 率	42.82 %

③料 金

料 金 体 系 の
概 要 ・ 考 え 方

	本市の水道事業の料金体系は用途別に区分された基本料金および超過料金にメーター使用料を加えたもので構成されています。 水道料金については、まずは現行料金が維持できるよう、最大限の経営努力を行います。 近年では、原材料費や燃料費の高騰等の予測できない支出も多く、それらが事業経営や事業に進捗に大きな影響を与えています。今後は健全な水道事業を持続するため、また、受益者負担の適正化の観点からも、社会情勢を注視し、コスト面を意識しながら、料金改定について、水道・簡易水道の料金統合等も含めて検討していきたいと考えます。
--	--

○水道		(税抜)
料金 用途別	基本料金(1月につき)	超過料金 1㎡につき
	水量	料金
一般用	使用料が10㎡まで	862円
業務用	使用料が10㎡まで	1,035円
浴場用	使用料が100㎡まで	8,740円
一時給水	使用料が20㎡まで	3,565円
		207円

メーター使用料	
口径	使用料(1月1個につき)
13mm	100円
20mm	180円
25mm	190円
40mm	350円
50mm	1,550円
75mm	2,050円
100mm	2,650円
125mm	3,350円

○簡易水道

定額制

(税抜)

名称	区分	専用給水装置(1月につき)		備考
		一般用	業務用	
島尻簡易水道 (定額制)		1,572円	1,680円	官公署、学校等は職員、児童等15人を1戸とみなして業務用の料金をもって算定します。

メーター使用料

名称	区分	種別	用途	基本料金(1月につき)		超過料金 1㎡につき
				水量等	料金	
鉢簡易水道 升方簡易水道 長引野簡易水道 平沢飲料水供給 施設		専用給 水装置	一般用	10立方メートルまで	588円	120円
			業務用	10立方メートルまで	720円	132円
	量水器		13mm	70円		
			20mm	140円		
			25mm	140円		
			40mm	270円		
			50mm	1,300円		
			75mm	1,700円		
東城簡易水道 黒沢簡易水道 日尾簡易水道 小菅沼簡易水道	専用給 水装置	上水道料金と同じ				
	量水器	上水道料金と同じ				
東蔵簡易水道	専用給 水装置	上水道料金と同じ ※ただし一般用及び業務用の基本料金1月につき 「使用料が10㎡まで」を「使用料が15㎡まで」と読み 替えます。				
	量水器	上水道料金と同じ				

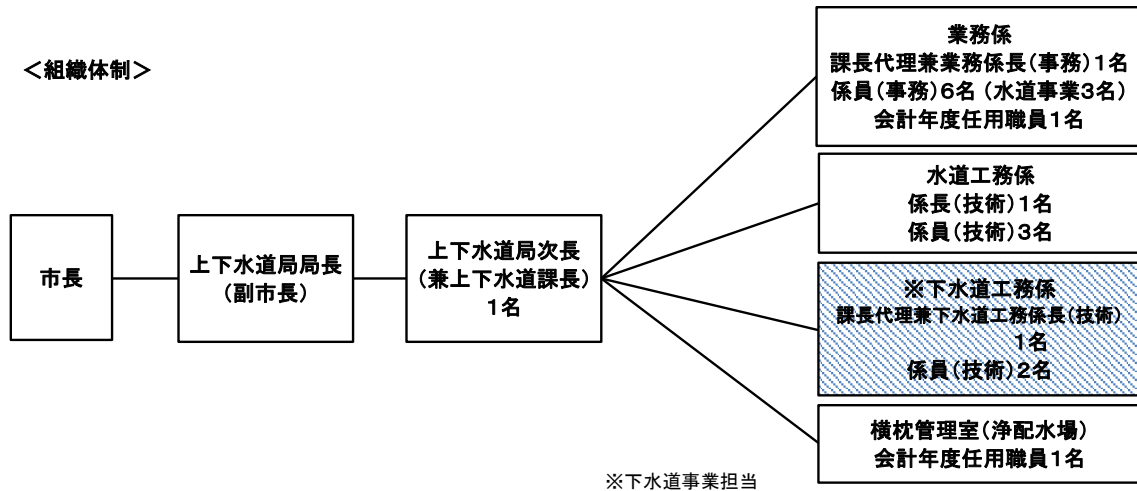
料 金 改 定
年 月 日
(消費税のみの改
定は含まない)

令和元年10月1日

④組 織

上下水道局上下水道課として組織されており、職員数は17名です。
組織は、次長兼課長1名、課長代理兼業務係長1名、課長代理兼下水道工務係長1名、係長1名、係員11名、会計年度任用職員2名で組織されています。
正職員の年齢構成は、50代7名、40代4名、30代2名、20代2名。会計年度任用職員は、70代1名、40代1名となります。

<組織体制>



(2)これまでの主な経営健全化の取組

【民間委託】

業務の効率化と経費削減を図るため、平成21年4月から開閉栓業務と検針業務についての民間委託を行いました。(検針業務については一部平成19年12月から)

【料金改定】

令和元年10月に料金改定を行い、以後5年毎に料金の検討を行うこととしています。

【簡易水道事業の会計統合】

令和元年度より、地方公営企業法の非適用事業であった簡易水道事業を会計統合しました。

【組織改編】

事業の効率化を図るため 令和2年4月に水道課と下水道課の2つの課を、上下水道課に統合しました。また、令和4年4月には、水道業務係と下水道業務係を、業務係として統合しました。

【アセットマネジメント】

本市の水道事業では、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)」に関する手引き(平成21年7月厚生労働省)」に基づいて、令和2年度にアセットマネジメントに取り組み、令和6年度現在、タイプ4D相当へのレベルアップに取り組んでいます。

(3)経営比較分析表等を活用した現状分析

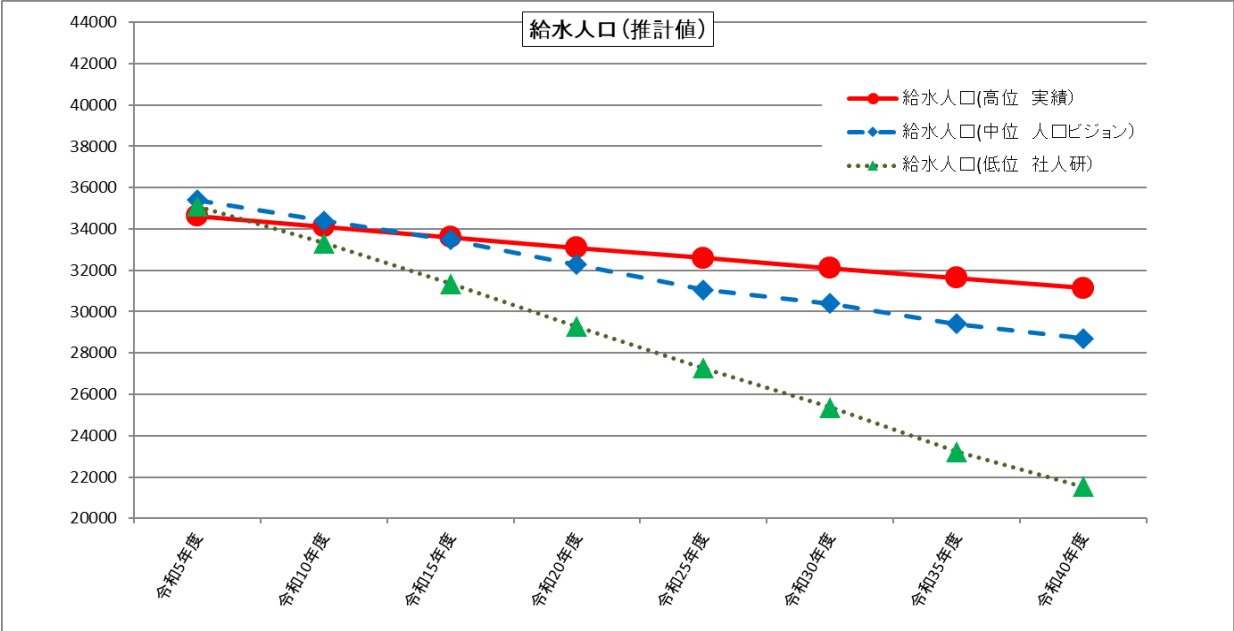
別紙1のとおり (令和5年度経営分析表)

2. 将来の事業環境
(1)給水人口の予測

(1)人口の予測
①行政区域内人口
行政区域内人口の将来予測は、「魚津市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和3年改訂版)」に整合させました。その結果、計画目標年次の令和16年度には約36,660人となる見込みです。また、参考に国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による将来推計人口も記載しました。

②給水人口
行政区域内人口の減少傾向に伴い、将来の給水人口も減少する結果となりました。計画目標年次の令和16年度には33,228人となる見込みです。
今後、給水普及率の向上を推進していく予定ですが、それを上回る勢いで給水人口は減少していくと予測されます。将来の行政区域内人口、給水人口は、次のとおりです。
また、行政区域内人口の将来予測同様に、参考に国立社会保障・人口問題研究所(社人研)から推計した給水人口も記載しました。

○給水人口推計値



○人口将来予測

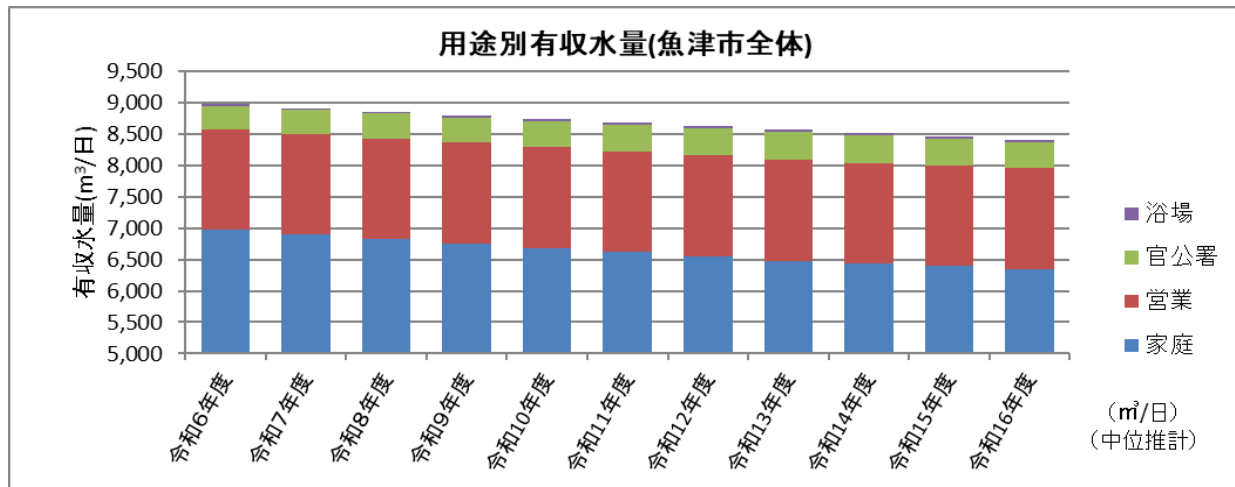
予測	2023	2028	2033	2038	2043	2048	2053	2058
	令和5年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	令和25年度	令和30年度	令和35年度	令和40年度
行政区域内人口(高位 実績※)	39,014	38,390	37,776	37,172	36,577	35,992	35,416	34,849
行政区域内人口(中位 ビジョン)	40,008	38,509	36,969	35,425	33,842	32,867	31,560	30,572
行政区域内人口(低位 社人研)	39,139	36,807	34,451	32,053	29,653	27,350	25,100	22,850
給水人口(高位 実績※)	34,627	34,108	33,596	33,092	32,596	32,107	31,625	31,151
給水人口(中位 ビジョン)	35,397	34,386	33,467	32,272	31,066	30,402	29,414	28,707
給水人口(低位 社人研)	34,833	33,089	31,144	29,168	27,192	25,271	23,368	21,433
給水普及率(中位 ビジョン)	88.5%	89.3%	90.5%	91.1%	91.8%	92.5%	93.2%	93.9%

※R3年度からR5年度の給水人口変動の実績より算出

(2) 水需要の予測(有収水量の将来予測)

有収水量の将来予測は、用途別使用水量毎に実績値の傾向から分析した予測値を合算して算出しました。その結果、計画目標年次の令和16年度の有収水量は約8,400m³/日となる見込みです。用途別使用水量の将来推計値は、次のとおりです。

○ 用途別使用水量別年間将来予測



用途別	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2031	2032	2033
有収水量	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
家庭	6,968	6,900	6,826	6,756	6,686	6,617	6,548	6,479	6,433	6,392	6,351
営業	1,610	1,607	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610
官公署	368	380	392	403	415	427	438	450	440	425	410
浴場	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
計	8,976	8,917	8,858	8,799	8,741	8,684	8,626	8,569	8,513	8,457	8,401

(中位推計)

【用途別有収水量】

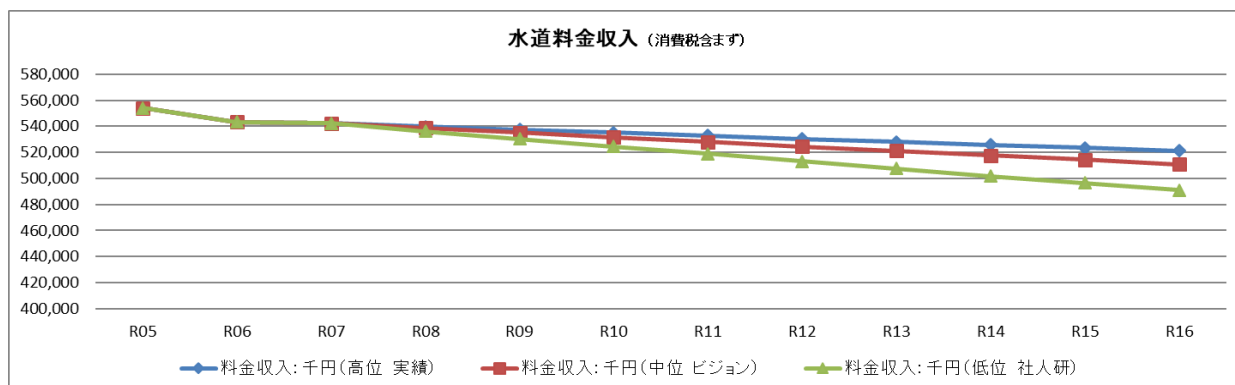
- 家庭用：一般家庭が生活に使用している水量
- 営業用：一般営業用で住居を別にするもので、ホテル、旅館、スーパー、料理飲食店、娯楽場等
- 官公署・学校用：学校、幼稚園、各種専門学校、地方公共団体機関等
- 浴場用：銭湯・日帰り温泉施設等

(3) 料金収入の見通し

直近では令和元年10月に料金改定を行っており、令和5年度の料金収入は554,148千円(税抜)となりました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、令和4年度には物価高騰対策として、それぞれ基本料金等の減免を実施しています。

今後の水道料金収入については、人口の減少により減少傾向であると予測されますが、一方で市内でも核家族化や単身世帯の増加により世帯数(給水世帯)の減少は少なく、一定の基本料金収入が見込まれるため、しばらくは、急激な料金収入の減少はないものと予測されます。

今後は、健全な水道事業を持続するために、社会情勢に合わせ適切な時期に料金改定の検討を行っていきます。



(4) 組織の見通し

上下水道事業を効率的かつ効果的に運営するため、近年では令和2年度と令和4年度に組織体制の見直しを行いました。

今後は、現在の人員の維持を基本としますが、アウトソーシングの導入の検討やIoT技術を活用するなどし、更なる業務の省力化、効率化を追及します。その上で安全安心な水の共有を維持するために必要となる知識、技能、ノウハウを、ベテラン職員から若手職員に継承することにも力を入れ、また、水道事業も運営体制を強固なものにします。

○職員数の推移(水道事業担当)

水道事業を担当する職員数は、令和6年度現在で管理職2名(うち1名は業務係長)、業務係3名、工務係4名の計9名となっています。令和7年度以降もサービスの維持、向上のため、適正な職員数を維持していきます。

3. 経営の基本方針

【基本理念】

「おいしい水を絶やすことなく未来につなぐ」(魚津市新水道ビジョン基本理念)

令和3年度に策定した「魚津市水道事業 新水道ビジョン」では、「おいしい水を絶やすことなく未来につなぐ」を基本理念に掲げ、「安全」「持続」「強靱」のそれぞれについて基本目標と基本方針を設定しました。
経営戦略においても、「魚津市水道事業 新水道ビジョン」で掲げている基本理念や基本目標を踏まえ、着実に施策を推進します。

安全 基本目標1 安心・安全な水道水の供給

基本方針1 水源の保全

基本施策 1	水源パトロールの強化	安心・安全な水を供給するためには適切な管理が重要です。大切な水源を守るために水源付近のパトロールを行い水源保全に努めます。																																																							
基本施策 2	水源の浸水対策	想定最大規模降雨(1,000年に一度程度)の洪水ハザードマップでは、横枕第3以外の上水道水源は浸水するおそれがあります。想定最大規模の浸水に対応するためには高台への施設移転等、大がかりな対策が必要な箇所もあるため、全ての水源に浸水対策を行うことは現実的ではありません。現況の上水道水源は予備能力を保有していることから、基本的には計画規模(50年に一度程度)の浸水に対応することとし、50cm程度の嵩上げ工事を行います。 横枕第1水源については、非常用自家発電機を備えており、停電時にも運用できる重要度が高い施設であることから、老朽化した上屋の更新に合わせて想定最大規模レベルの浸水対策を行います。																																																							
基本施策 3	上水道水源の取水可能量調査	大切な水源を長く利用していくために、揚水試験を実施して井戸の取水能力を把握し、井戸に過大な負荷をかけず効率的な水運用を目指します。																																																							
スケジュール																																																									
施策		<table><tr><th colspan="5">短期計画</th><th colspan="5">中期計画</th><th>長期計画</th></tr><tr><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th><th>R15</th><th>R16</th><th>R17以降</th></tr><tr><td colspan="10">水源パトロールの強化</td><td>継続</td></tr><tr><td colspan="4">水源の浸水対策</td><td>横2</td><td colspan="4">横1(R14まで)</td><td></td><td>継続</td></tr><tr><td colspan="4">上水道水源の取水可能量調査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>揚水調査</td></tr></table>	短期計画					中期計画					長期計画	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降	水源パトロールの強化										継続	水源の浸水対策				横2	横1(R14まで)					継続	上水道水源の取水可能量調査										揚水調査
短期計画					中期計画					長期計画																																															
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降																																															
水源パトロールの強化										継続																																															
水源の浸水対策				横2	横1(R14まで)					継続																																															
上水道水源の取水可能量調査										揚水調査																																															

基本方針2 水質リスク管理の強化

基本施策 4	水安全計画の策定	安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓に至るまでの統合的な水質管理を実現することが重要です。水安全計画の策定は「新水道ビジョン(厚生労働省)」の重点方策の一つです。 本市でも水道施設の各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するために水安全計画を策定します。(R4年度策定)										
		短期計画					中期計画					長期計画
スケジュール		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
施策				フォローアップ								
水安全計画の策定												

基本方針3 施設の適切な維持管理

基本施策 5	機械電気設備の 老朽化更新	機械電気設備は、ポンプや次亜注入設備等、故障すると運転停止(断水)に繋がる施設が多くあります。上水道水源のポンプ、横枕浄水場内の機器設備、送水ポンプは重要な水道施設であるため、経年化・老朽化しているものについては、施設点検等を行い、補修や更新等の対応を行う必要があります。 特に横枕浄水場は上水道の基幹施設であり、代替施設がなく、浄水停止による断水影響が最も大きいことから、耐震化と合わせて早々に対応すべく、令和5年度から8箇年で更新・耐震化事業を行います。										
基本施策 6	漏水対策	①漏水調査 毎年、計画的な漏水調査を実施し、発見した漏水箇所の修繕を行っていきます。漏水の防止は水の有効活用を促進するとともに、エネルギーや薬品等のコスト削減にもつながります。										
		②給水管更新 給水管からの漏水発生が多くみられます。配水管の更新工事に合わせて効率的な給水管更新を行い、漏水の抑制に努めます。										
基本施策 7	水道施設台帳の 整備	「適切な資産管理の推進」として、次のとおり水道法に規定されています。 ○第22条の2 水道事業者は、国土交通省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため その維持及び修繕を行わなければならない。 ○第22条の3 水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。 本市では管路台帳は整備済みですが、施設・設備類については未整備の状況です。 台帳整備は、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や水道事業者等の間で広域連携・官民連携を検討する際の基礎情報として活用することが期待できるため、早期に整備を行います。										
スケジュール		短期計画					中期計画					長期計画
施策		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
機械電気設備の 老朽化更新	電気計装設備更新				横2			横1(R14まで)				継続
	横枕浄水場 更新・耐震化工事	工事実施										
漏水対策	①漏水調査	調査										継続
	③給水管更新	管路更新に合わせて実施										継続
水道施設台帳の整備		保守・データ更新(毎年)										継続

基本方針4 水道施設の耐震化

基本方針4 水道施設の耐震化												
基本施策 8	構造物の耐震化	水道施設の構造物(土木・建築)については、ほとんどが法定耐用年数未満の施設となっています。また、今後の水需要の減少傾向を踏まえると大きな施設能力不足が発生する可能性は低い状況です。老朽化や施設能力には大きな問題がないことから、今後の施設整備の方針としては耐震化に主軸を置くこととなります。										
		①横枕浄水場の更新(改良、老朽化更新、管路耐震化、浸水対策) 上水道の重要施設である横枕浄水場は、昭和57年度に建設後、約40年が経過しています。構造物(配水池・管理棟・緊急遮断弁室)の耐震性能はあるものの、機器設備を含めた老朽化が顕著であるため、長寿命化を図るべく、改良及び更新を行います。なお、今回の事業に合わせて場内配管を耐震管に更新することで、浄水場の耐震化率は100%を達成します。										
		②耐震診断(配水池) 災害時でも水を貯留するためには、配水池の耐震性能が重要になります。耐震性能を判断するためには耐震診断(詳細診断)を行う必要がありますが、令和13年度までに全ての配水池を診断することは、費用面で現実的ではありません。まずは施設の重要度から優先度を決定し、令和13年度までに高区第1～第4、升方、東蔵、長引野、東城の耐震診断を実施し、必要があれば補強工事を行います。 高区第2～第4配水池については、令和9年度に高区系施設再整備計画を予定しているため、補強工事の必要性も勘案した計画策定を行います。 東城送水ポンプ場、東城低区配水池は、土砂災害特別警戒区域に位置しているため、耐震診断実施前に施設更新を視野にいれた事前調査を行う必要があります。										
		③印田低区RC配水池(休止中)取壊し 旧低区配水池(休止中)については、RC配水池に耐震性能がありません。災害時に倒壊による二次災害を起こすことがないよう、取壊しを行います。										
基本施策 9	管路の耐震化	管路更新計画(令和3年度)を策定。限られた予算の中で効率的に老朽管更新と耐震化を実施します。事故時の断水影響が大きい基幹管路(導水管・送水管・配水本管)や、災害時の給水拠点となる避難所や病院などの重要給水施設への管路整備を優先的に整備します。 今回のビジョンでは、令和10年度末までに基幹管路の耐震化率40.0%達成を目標としており、前回ビジョンで掲げていた優先路線①送水管路(横枕浄水場～低区配水池)、②配水本管(φ400mm以上)については耐震化がほぼ完了します。										
スケジュール		短期計画					中期計画					長期計画
施策		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
構造物の耐震化	①横枕浄水場更新・耐震化工事	工事実施										継続
	②耐震診断(配水池)	高1,高2	高3,高4									継続
	③印田配水池(RC)取壊し		長引野	東城							取壊	R16以降
管路の耐震化		工事実施										継続

魚津市 施設耐震化の基本方針	
【上水道】	
(1) 構造物	
○横枕浄水場と配水池容量1,000m ³ 以上の配水池(中区・低区・高区第1)を基幹施設として、優先的に耐震化を実施。	
○基幹施設には緊急遮断弁を設置。	
○基幹施設以外が被災した場合、応急給水による対応を実施。	
(2) 管路	
○基幹管路(導水管・送水管・配水本管(φ400mm以上))と重要給水管について、優先的に耐震化を実施。	
【簡易水道・飲料水供給施設】	
(1) 構造物	
○被災した場合の応急給水が困難であるため、基本的には全て耐震化を実施。	
(2) 管路	
○基幹管路(導水管・送水管・メイン配水管)と重要給水管について、優先的に耐震化を実施。	

基本方針5 危機管理体制の強化											
基本施策 10	緊急時マニュアルの整備	令和7年度中に能登半島地震を教訓とした危機管理マニュアルの改訂を行い、近年の災害に対応したマニュアルを整備する予定です。応急復旧や応急給水、危機管理体制等については、魚津市防災計画や耐震化計画とも連携した内容に見直し、各種マニュアルとの整合・統制を図ります。									
基本施策 11	防災対策	地震等の災害発生時に、関連機関と連携して迅速かつ的確な応急活動を実施するため、定期的に防災訓練を実施します。 また、令和4年度に応急給水拠点の整備として緊急時応急給水栓を購入しました。									
スケジュール		短期計画					中期計画				
施策		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
危機管理マニュアルの改訂		改訂									R17以降 継続的に 見直し
防災対策	応急給水栓の購入	訓練(年2回)									
											継続

持 基本目標3 水道サービスの持続

基本方針6 安定した事業運営

基本施策 12	水道普及率・有収率の向上	基本施策6で毎年の漏水調査を計画しており、漏水等の無効水量を減らして有収率の向上を図ります。										
基本施策 13	施設の統廃合検討	①高区配水系統の施設再整備計画(基本計画)・規模適正化(ダウンサイジング) 令和9年度に高区系統の施設について、耐震化整備を目的とした整備計画を策定します。高区系は管理する施設数が多いことから、施設再編を視野にいれ、今後の維持管理に配慮した計画策定を行います。 また、今回ビジョンの計画水量は、平成15年度の事業拡張期と較べると、約25%程度減少しています。施設容量を決定する際には、費用抑制の観点からダウンサイジングの検討を行い、適正な規模での設定を行います。 高区系には加圧施設が多いことから、エネルギー効率にも配慮していきます。										
		②水道事業の統合 本市全体の水道サービスを平準化するためには、将来的に全水道事業を一本化することが望ましいと考えます。施設管理や水道料金の統一等、統合のためにはさまざまな課題がありますが、事業を合理化するため、住民の意見に傾聴し、事業統合の可能性について検討を行います。										
基本施策 14	水道経営の定期評価	水道事業を健全に運営していくためには、効果的な事業計画や適切な資産管理が行われているか、また、水道料金の設定や財源確保への取組が行われているか等、アセットマネジメントや経営戦略を活用して水道経営の定期評価を行っていくことが重要です。 資産管理については、本市ではアセットマネジメントの検討(2C)は、実施済みであり、今後は継続的なフォローアップを行うとともに、施設の診断・調査結果を反映した実使用年数による更新基準の見直しや資産データの精度を高めるなど、レベルアップした内容で検討を行います。 事業経営の根幹となる財源の確保については、世代間負担の公平化を考慮して企業債を適切に活用していきますが、企業債に依存しすぎないように、資金残高を確保しながら、企業債充当割合の抑制を検討していきます。 また、包括的委託の検討については、運営費用のコスト削減だけではなく、人員確保や技術の継承、新技術の導入等のメリットも挙げられるため、近隣自治体との情報交換等や導入検討を行います。										
スケジュール												
施策		短期計画				中期計画				長期計画		
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
高区配水系統の施設再整備計画				策定			設計・工事					
水道経営の定期評価						見直し						継続

基本方針7 水道サービスの充実

基本施策 15	納付環境の改善	令和3年からコンビニやスマートフォンアプリで水道料金が納められるようになりました。納付しやすい環境を整えることは、水道サービス向上の観点からも重要であると考えられるため、今後も積極的な改善を行います。										
基本施策 16	情報発信	新水道ビジョンで実施したアンケート結果では、上下水道局から発信している情報が住民へあまり周知されていないということがわかりました。水質検査結果や災害への備え等を住民の皆さんに知っていただくため、ホームページや広報による情報提供を今後も続けながら、今まで以上に水道に関する情報に興味を持っていただけるような内容や情報ツールについて検討します。 また、塩素消毒の必要性や水道水をおいしく飲む方法など、水道のメリットにつながる情報も積極的に発信し、水道加入を促すことで普及率の向上に努めます。										
スケジュール		短期計画					中期計画					長期計画
施策		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
情報発信ツールの検討			検討									継続

基本方針8 人員確保・技術力の継承

基本施策17	ICT,IoT技術の活用	①ICT(i-Construction)の活用 平成30年改正の水道法では水道施設の点検が義務づけられ、同施行規則では水密性を要するコンクリート構造物については概ね5年に1回以上の頻度での点検が義務づけられています。適切な施設点検と補修は構造物の長寿命化に繋がるため、今後は積極的に実施していく予定ですが、職員数が限られているため、その対応について検討を行います。 高所や危険箇所についてはUAV(無人航空機:ドローン)による調査を活用したり、施設台帳については座標軸で管理を行い、道路改良等で地形が変わっても施設管理できるような取り組みの検討を行います。 ②IoTの活用 今後は技術職員は減少するものの、水道の安全を確保するための要求が多くなってきているため、IoT技術を活用して業務の省力化・効率化を考えていく必要があります。 遠隔検針、漏水検知に係わる作業省力化のため、水道スマートメーター導入が挙げられますが、これは作業省力化にも期待できる一方、利用状況から生活リズムを把握でき高齢者等の見守りへ活用できるという側面もありますので、積極的に導入の可能性の検討を行います。(R5年度から一部試験導入)																																																			
		<table><tr><th colspan="5">短期計画</th><th colspan="5">中期計画</th><th>長期計画</th></tr><tr><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th><th>R15</th><th>R16</th><th>R17以降</th></tr><tr><td colspan="2">導入検討</td><td colspan="3">操作研修・購入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>試験導入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>導入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>継続</td></tr></table>										短期計画					中期計画					長期計画	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降	導入検討		操作研修・購入									試験導入					導入			
短期計画					中期計画					長期計画																																											
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降																																											
導入検討		操作研修・購入																																																			
試験導入					導入					継続																																											
スケジュール																																																					
施策																																																					
UAV(無人航空機:ドローン)																																																					
水道スマートメーター導入検討																																																					

基本方針9 環境保全への取り組み

基本施策 18	環境対策の調査・導入検討	①「ゼロカーボンシティ」への挑戦（CO2削減への取り組み） 本市では、令和2年2月に「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。本市の水道事業もCO2削減への取り組みを始めます。 具体的には「使用電力量削減が経費削減にも繋がる」という考えから、水道施設の更新や統廃合等も見据え、施設（設備）のダウンサイジング、エネルギー効率の良い水道施設への集約、既設照明器具のLED化等、より効率的なCO2削減方策を講じていきます。										
		②SDGs（持続可能な開発目標）に向けた取り組み 持続可能な次世代への水道を構築していくために、本市の水道事業はSDGsの目標に合わせて次の取り組みを行います。 ●目標6：安全な水とトイレを世界中に 水安全計画を策定し、水源～給水栓までの統合的な水質管理を目指します。 また、毎年の水質検査計画の策定・公表により市民への信頼性の高い飲料水の供給を続けます。 ●目標11：住み続けられるまちづくりを 耐震化（更新）計画にもとづき、災害に強いまち（水道）づくりを目指します。										
		③再生可能エネルギーの導入検討 再生可能エネルギーは、枯渇する化石燃料などとは違い、資源が枯渇せず繰り返し使え、二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーです。水道事業分野では太陽光発電や小水力発電が該当しますが、採算性や導入効果についての事前検討が必要です。 空き地を利用した太陽光発電や水圧を利用した小水力発電について前向きに検討します。										
スケジュール		短期計画					中期計画					長期計画
施策		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17以降
環境対策の調査・導入検討		導入検討										継続

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画) : 別紙2-1、2-2のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道事業の健全性を確保しつつ、中長期を見据えたうえで、計画的に老朽化施設の更新及び耐震化を行います。
-----	--

【事業年次計画】

基本施策を実行するために必要な事業費は、令和7年度から16年度までの10箇年で約27億円となります。
主要事業の概要は以下のとおりです。

①【新規】横枕浄水場更新事業 安全強靱

事業年度: 令和6～12年度実施予定、事業費: 約11.6億円
昭和57年度建設の横枕浄水場の更新・改良工事に併せて管路耐震化を行い、浄水場耐震化率100%を目指します。

②【継続】水道管路緊急改善事業(基幹管路更新) 強靱

事業年度: 令和4～10年度実施予定、事業費: 約7.4億円
上水道基幹管路の更新約3.3kmを行い、基幹管路の耐震化率40%を目指します。財源の一部は国庫補助を予定しています。

③【新規】高区再編・耐震化事業(上水道) 強靱

事業年度: 令和7～13年度実施予定、事業費: 約1.4億円
令和8年度までに、高区第1～第4配水池の耐震診断を行い、耐震性能を照査します。
耐震診断完了後、令和9年度に施設の耐震化と統廃合の検討を行い、高区再編計画を策定します。

④【新規】耐震化事業(簡易水道) 強靱

事業年度: 令和6～15年度実施予定、事業費: 約1.4億円
耐震化の優先順位が高い升方・東蔵・長引野・東城について、配水池の耐震診断を行い、耐震性能を照査します。耐震性能がない場合は、耐震補強または更新等の実施について検討します。
あわせて基幹管路についても耐震化を行い、簡易水道の耐震化をすすめます。

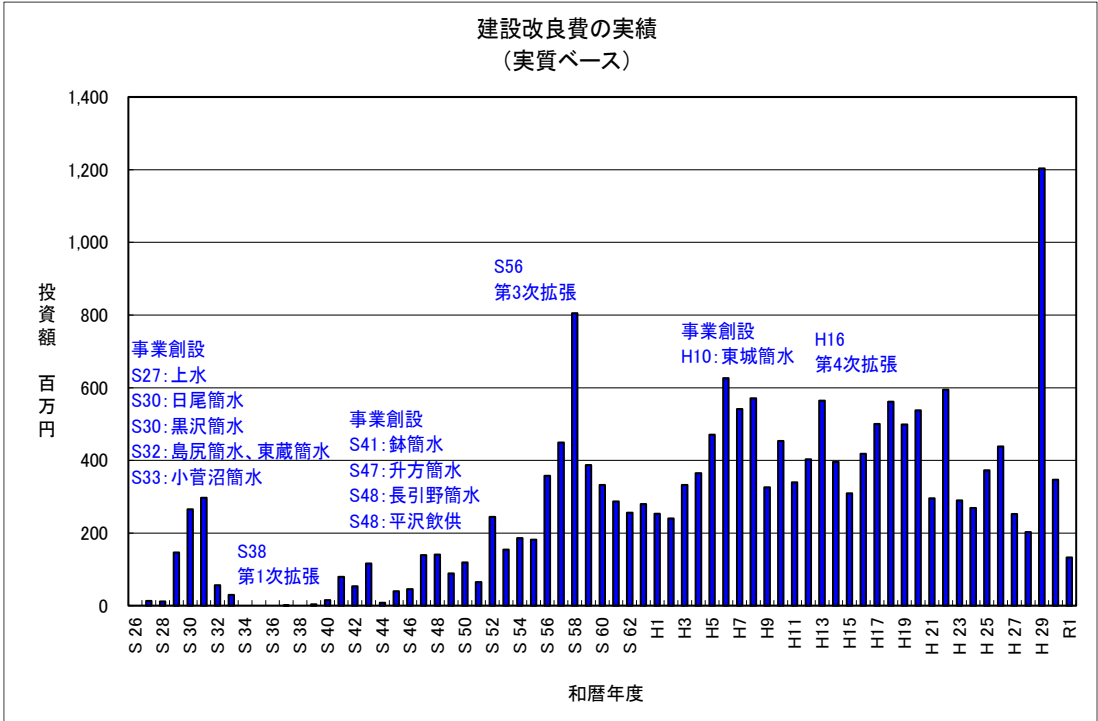
●アセットマネジメント

本市の水道事業では、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月厚生労働省)」に基づいて、令和2年度にアセットマネジメントを実施しています。

水道におけるアセットマネジメント(資産管理)とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指しています。

①建設改良費の実績

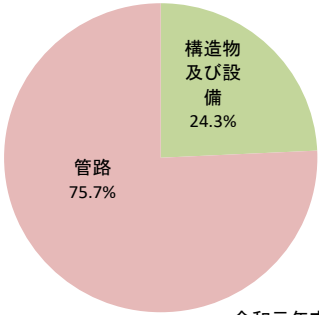
令和元年度末時点での取得価額の総計は約144億円で、デフレータ換算した実質ベースでは約188億円となります。基本的には、取得した資産について施設の更新サイクルに応じた更新費用が発生することになります。



○取得価額

	取得価額(千円)		
	構造物及び設備	管路	計
上水道	3,087,690	10,077,761	13,165,451
簡易水道	406,959	829,842	1,236,801
計	3,494,649	10,907,603	14,402,252

建設改良費の割合



なお、取得価額の約8割は管路が占めている状況です。

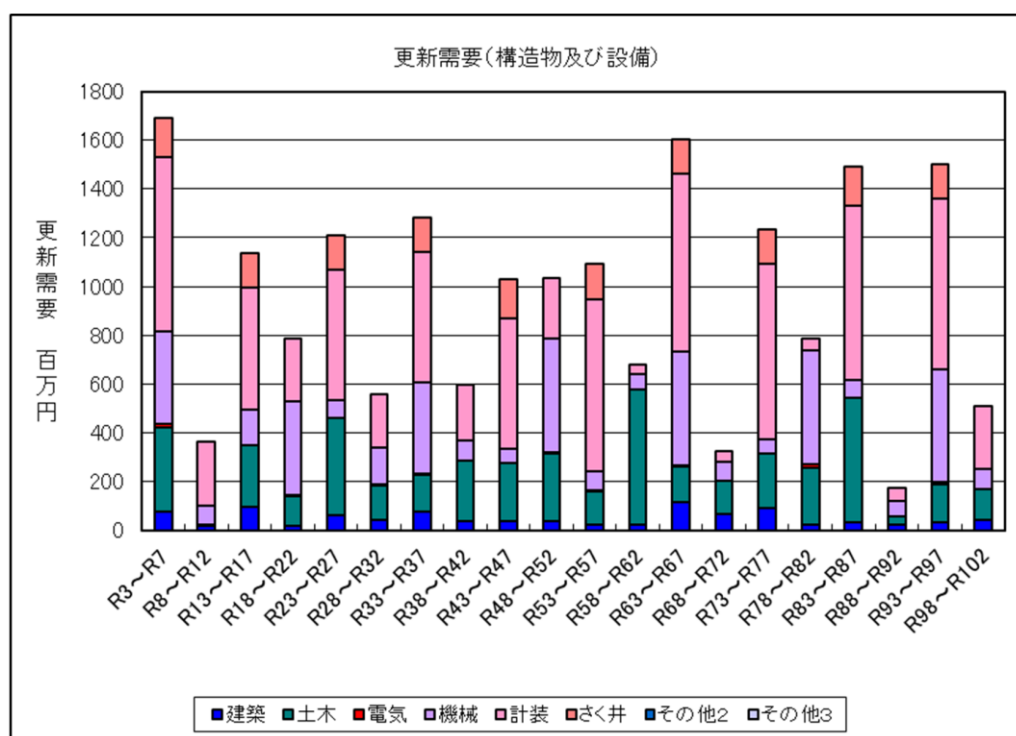
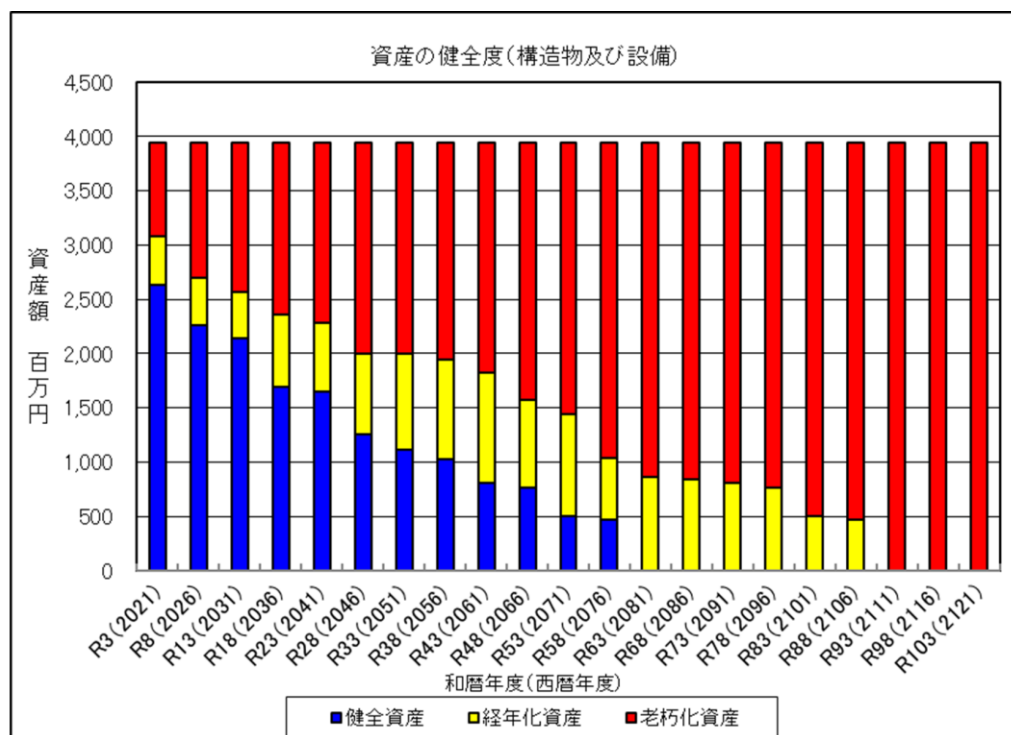
※デフレータとは
デフレータは、物価変動などの時間軸上の価格を補正するもので、費用の発生と評価時点が異なる場合は、デフレータによる補正が必須となります。

②施設の健全度

【構造物及び設備】

資産を全く更新をしなかった場合、令和3年度(2021年度)時点で健全資産の割合は約67%ですが、40年後の令和43年度(2061年度)時点では約20%まで低下する見込みです。

また、40年間で必要となる更新費は約76億円となる見込みで、資産種別で見ると「土木」、「機械」、「計装」の更新費が大きく、特に「計装」が突出して大きい状況です。



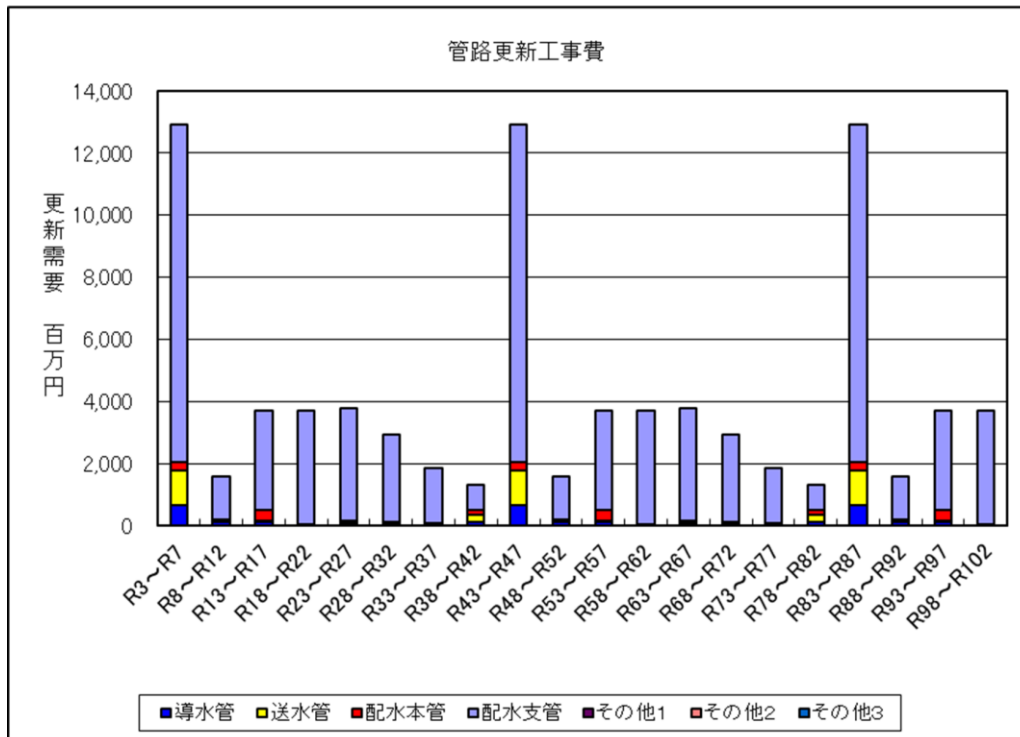
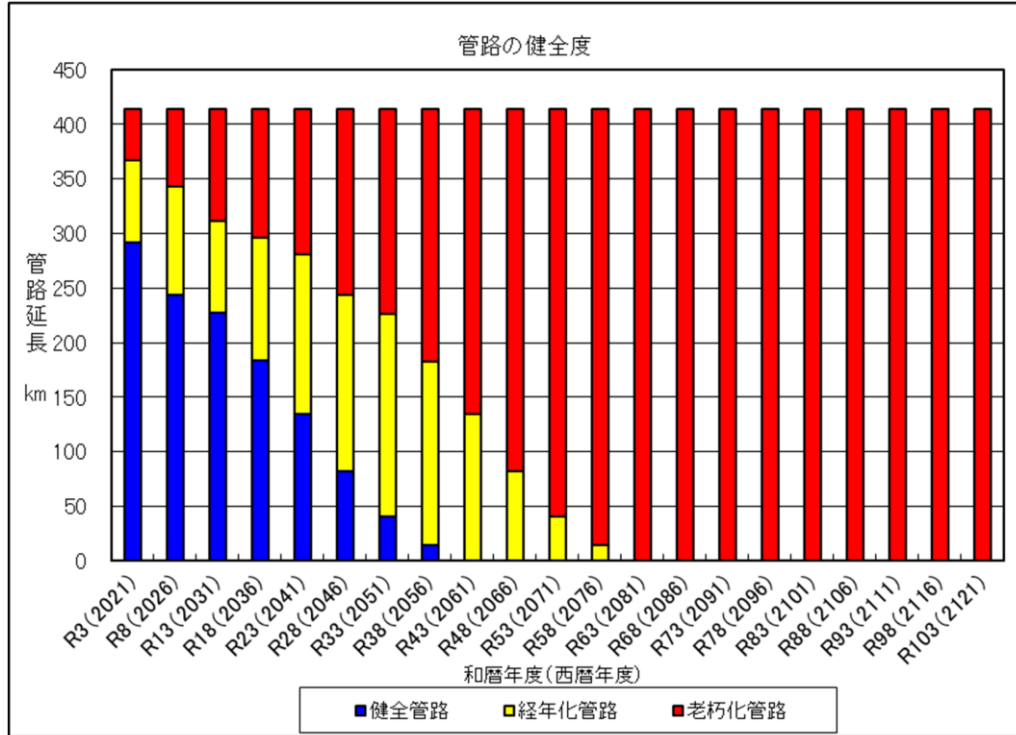
(国土交通省JW-ASM様式より)

※令和3年度時点で既に法定耐用年数を超過したものは、令和3年度に更新するものとした。

魚津市水道事業新水道ビジョンより

【管路】

管路は延長での評価としています。
 全く更新をしなかった場合、令和3年度(2021年度)時点で健全資産の割合は約71%ですが、40年後の令和43年度(2061年度)時点では0%になる見込みです。
 また、40年間で必要となる更新費は約317億円となる見込みですが、管路の法定耐用年数は40年であることから、40年後にも大きな更新ピークを迎える見込みとなります。



(国土交通省JW-ASM様式より)
 ※令和3年度時点で既に法定耐用年数を超過したものは、令和3年度に更新するものとした。

魚津市水道事業新水道ビジョンより

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	企業債の借入を適正に管理し、最低限の内部留保資金を継続して確保した上で、料金回収率は継続的に100%以上を目指します。また、流動比率は令和13年度に200%以上となる見込みであり、これを継続することを、企業債残高対給水収益比率は、令和9年度に700%以内となる見込みであり、継続的に同程度に抑えることを目指します。
-----	---

【財源計画】

事業を行うための財源については、下記のとおりです。

①国庫補助金(交付金)

基幹管路の更新(耐震化)については、社会資本整備総合交付金(補助率1/3)等で補助要望を行う予定です。

今後とも国土交通省の動向を把握し、県との連携をとりながら、積極的に活用していきます。

②企業債

資産の耐用年数と企業債の償還予定を勘案し、世代間負担の平準化を図る観点から、建設改良費から国庫補助金(交付金)を除いた事業費について、おおむね70%から80%程度を借入する予定です。

また、管路耐震化事業については、一般会計出資債(地方交付税措置あり)の活用を図ります。

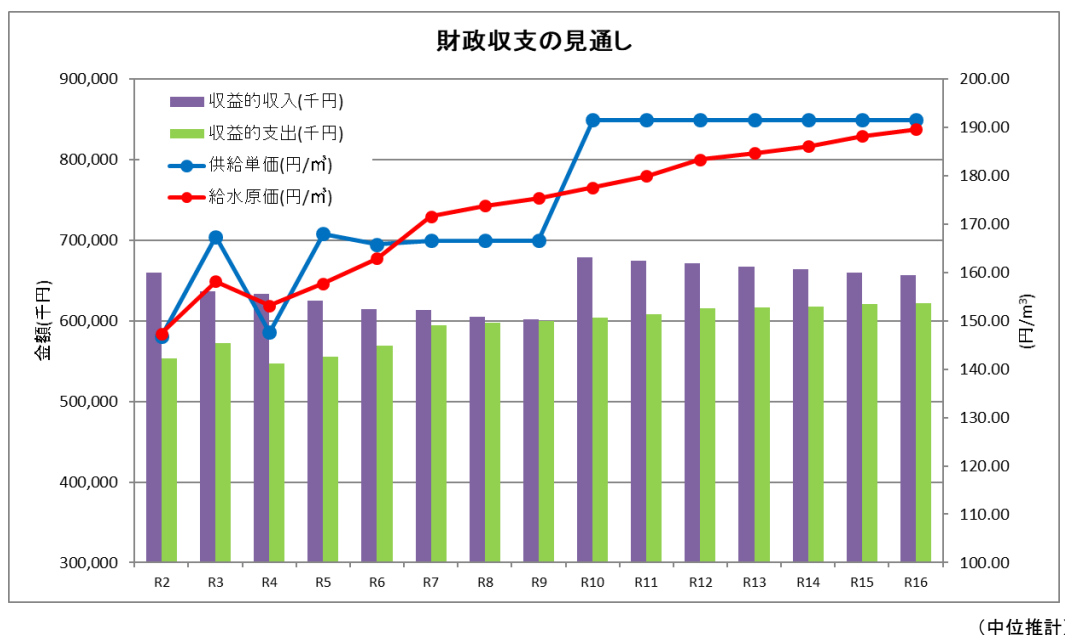
【財政収支の見通し】

水道事業は公営企業であり、市の一般会計から独立して事業運営を行っています。基本的には、事業運営に必要な費用を、水道料金で賄っていかなければなりません。

今回の計画では、3つのパターンで給水人口を推計し、それを元に財政収支の見通しを試算しましたが、いずれの推計でも令和7年度に給水原価※1)が供給単価※2)を上回る結果となりました。これは、「水を販売する価格」よりも「水を作る価格」のほうが高いということであり、令和10年度からは赤字経営になることが予測されます。

事業運営に必要な経費を水道料金で賄うという方針に基づき、収支計画では令和10年度に前回改定と同程度(15%)の料金改定を行うと仮定して試算しましたが、令和17年度以降には、再び給水原価が供給単価を上回ることが推測されます。

※投資・財政計画は、中位推計による試算を用いています。



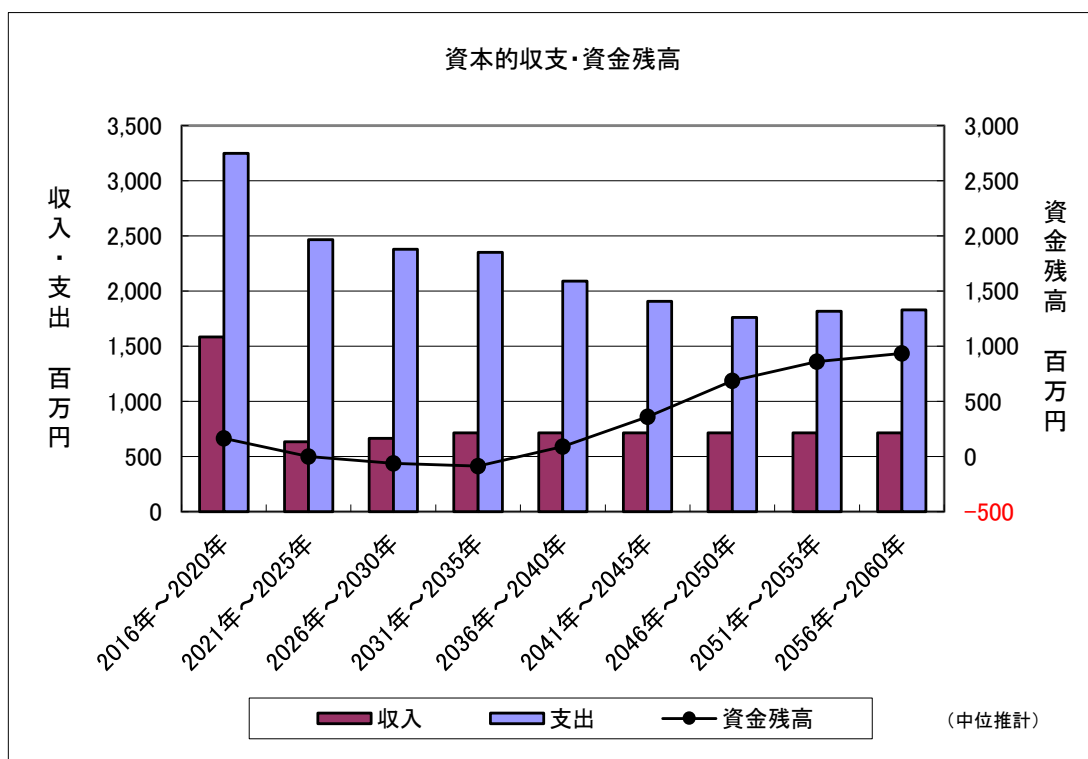
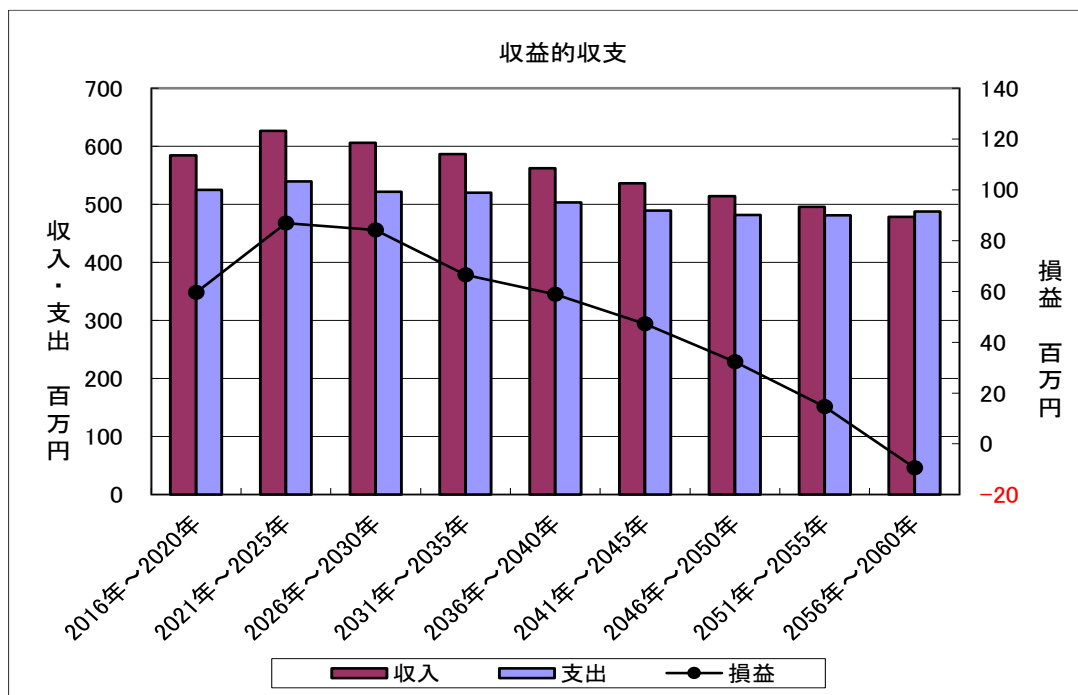
令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、令和4年度は物価高騰対策としてそれぞれ使用料の減免を行うなどしたため、例年と比べて数値に変動がみられました。今後の対応として、まずは現行料金が継続できるよう、最大限の経営努力を行います。具体的な経営改善に取り組み、職員全員で前向きに提案・行動をします。

* 1) 供給単価・・・有収水量1㎥当たりの水を販売する単価

* 2) 給水原価・・・有収水量1㎥当たりの水を製作をするため原価

○財政収支の見通し(企業債充当率50%)

現行料金据置の場合、40年間の見通しでは収益的収支及び資金残高はマイナスとなる見込みです。



(国土交通省JW-ASM様式より)

魚津市水道事業新水道ビジョンより

■ ■ 経営改善の取り組み ■ ■

《経費節減》

・【継続】有収率の向上 安全持続

⇒計画的な漏水調査及び早急な修繕実施、適切なペースでの管路更新

・【新規】アセットマネジメントの充実 持続

⇒施設・設備の長寿命化等によるコストの縮減や投資の平準化

・【新規】施設・設備の廃止と統廃合の検討 持続

⇒ダウンサイジング等による施設規模適正化(施設数の削減等)

・【新規】施設・設備の合理化の検討 持続

⇒将来需要に応じた施設性能のスペックダウン(更新管の口径縮小等)

・【新規】民間の資金・ノウハウ等の活用 持続

⇒アウトソーシング、包括的委託等の導入等

・【継続】新たな企業債(一般会計出資債)の活用 持続

《収入の確保》

・【継続】近隣水道事業者と広域化の取り組み 持続

⇒業務の共同委託、薬品等の共同購入

・【新規】ICTとIoT技術を活用した業務省力化の可能性 持続

⇒管路漏水検知器や水道スマートメーターの導入等

・【継続】未加入者への普及促進 持続

⇒市ホームページ等による水道水の安全性の情報発信

・【継続】未収金への対応の徹底 持続

・【継続】料金外収入の増収 持続

⇒おづのうまい水販売促進、検針票や封筒への有料広告の導入

これらの取り組みを行い、経営改善に努めますが、近年では、原材料費や燃料費の高騰等の予測できない支出も多く、それらが事業経営や事業の進捗に大きな影響を与えています。

今後は、健全な水道事業を持続するために、社会情勢に合わせて適切な時期に料金改定の検討を行うことが必要です。

将来にわたる健全な魚津市水道事業の持続と魚津市水道事業新水道ビジョンで掲げる目標の実現のために、より一層の経営改善に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託料については、新水道ビジョンや今回の収支計画では通増する見込としています。今後、新たな漏水調査方法の導入等による効率化や、アウトソーシング・包括的委託等導入の検討結果によっては、委託料の見直しが必要と思われます。

・修繕費については、直近の状況から、毎年通増(1.5%)としています。

・動力費については、近年の電気料金増から毎年通増(2%)としています。世界情勢の変化による急激な電気料金値上げで予測がつきにくい状況となっています。今後の状況を注視し見直しが必要と思われます。

・職員給与費については、令和4年度に1名減となっています。それを基準に通増する見込です。令和4年度(2022年度)以降、毎年概ね0.05%増で計算していますが、政府の方針では、国民全体の大幅な給与増が打ち出されているため、今後の状況を注視し見直しが必要と思われます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、各事業体の実情を踏まえた広域連携による経営基盤の強化や経営効率化等を、幅広く検討します。 近隣水道事業者と広域化の取り組み 持続 →業務の共同委託、薬品等の共同購入を検討します。
民 間 の 資 金 ・ ノ ウ ハ ウ 等 の 活 用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	アウトソーシングや、包括的委託等の導入等を検討します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	資産管理については、本市ではアセットマネジメントの検討(2C)は、実施済みであり、今後は継続的なフォローアップを行うとともに、施設の診断・調査結果を反映した実使用年数による更新基準の見直しや資産データの精度を高めるなど、レベルアップした内容で検討を行います。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンスライジング)	①高区配水系統の施設再整備計画(基本計画)・規模適正化(ダウンスライジング) 令和9年度に高区系統の施設について、耐震化整備を目的とした整備計画を策定します。高区系は管理する施設数が多いことから、施設再編を視野にいれ、今後の維持管理に配慮した計画策定を行います。 また、今回ビジョンの計画水量は、平成15年度の事業拡張期と較べると、約25%程度減少しています。施設容量を決定する際には、費用抑制の観点からダウンスライジングの検討を行い、適正な規模での設定を行います。 高区系には加圧施設が多いことから、エネルギー効率にも配慮していきます。 ②水道事業の統合 本市全体の水道サービスを平準化するためには、将来的に全水道事業を一本化することが望ましいと考えます。施設管理や水道料金の統一等、統合のためにはさまざまな課題がありますが、事業を合理化するため、住民の意見に傾聴し、事業統合の可能性について検討を行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	将来需要に応じた施設性能のスペックダウン(更新管の口径縮小等)を検討していきます。
そ の 他 の 取 組	近隣水道事業者と広域化の取り組み 持続 →業務の共同委託、薬品等の共同購入を検討します。

② 財源についての検討状況等

料 金	人口の減少により減少傾向であると予測されますが、一方で市内でも核家族化や単身世帯の増加により世帯数(給水世帯)の減少は少なく、一定の基本料金収入が見込まれるため、しばらくは、急激な料金収入の減少はないものと予測されます。 投資・財政計画では、令和10年度に料金改定を行うと仮定して試算していますが、現行の料金体系での試算では、令和7年度に給水単価が供給単価を超え、令和10年度からは純損益がマイナスとなっていることから、今後の推移を注視していく必要があります。健全な水道事業を持続するために、社会情勢に合わせ適切な時期に料金改定の検討を行います。
企 業 債	資産の耐用年数と企業債の償還予定を勘案し、世代間負担の平準化を図る観点から、建設改良費から国庫補助金(交付金)を除いた事業費について、おおむね70%から80%程度を借入れする予定です。 国庫補助金(交付金)については、今後の国土交通省の動向を把握し、県との連携をとりながら、積極的に活用していきます。また、新たな企業債として、一般会計出資債(地方交付税措置あり)を活用する予定です。
繰 入 金	水道事業は独立採算を原則とした公営企業会計であり、主に料金収入により施設運営をすることが望まれます。一方で経費負担の原則による一般会計からの繰り入れは、消火栓の経費や通常の耐震化事業に上積みして実施する安全対策事業等、基準内繰り入れに留めることとし、安易に繰入金に依存することなく、経営基盤の強化に取り組んでいきます。
資産の有効活用等 (*2) による 収入増加の取組	現時点で具体的な予定はありませんが、遊休資産については可能な限り撤去し、用地の有効活用に努めます。さらに、未利用地についても売却を検討します。
そ の 他 の 取 組	計画的に漏水調査と老朽管の更新を行うことで、有収率の向上を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	・経営戦略の各施策を着実に実施するために、PDCAサイクルに基づいたフォローアップによって、計画の策定、事業の推進、達成状況の確認、改善の検討を繰り返し行います。 ・計画期間は令和7年(2025年)～令和16年度(2034年度)の10年間とし、毎年度末に事業の進捗状況や計画に対する達成状況等の確認を行います。また、計画期間を前期5年、後期5年に分類し、前期5年目の令和11年度(2029年度)にフォローアップ及び必要に応じた見直しを行い、計画期間が終了する令和16年度(2034年度)に経営戦略の更新を行う予定です。 ・令和6年1月に発生した能登半島地震を教訓として施設の強靱化が求められており、また、物価高騰等の急激な社会情勢変化にも適応する必要があります。そのため、新水道ビジョンの目標達成状況を定量的に確認・検証する等の中間見直しを令和7年度に行い、目標達成に向けた取組を推進します。
-------------------------	---

経営比較分析表（令和5年度決算）

別紙 1

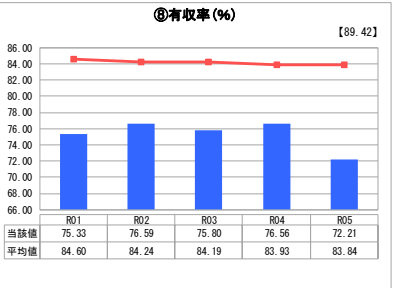
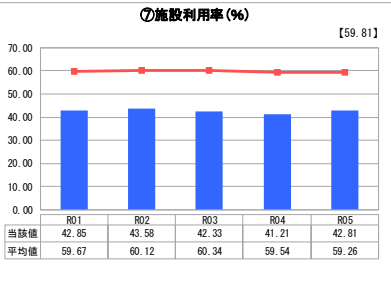
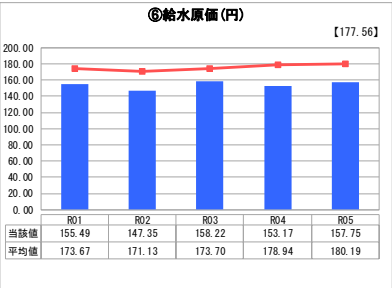
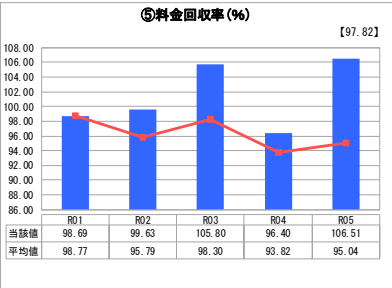
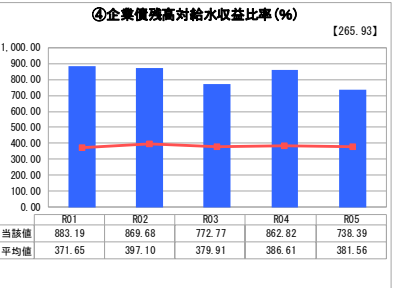
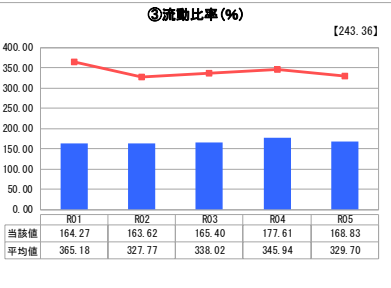
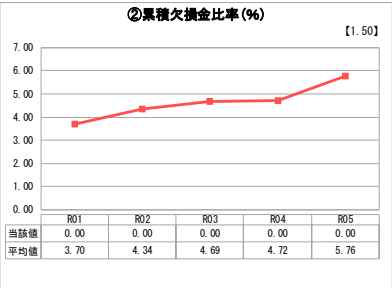
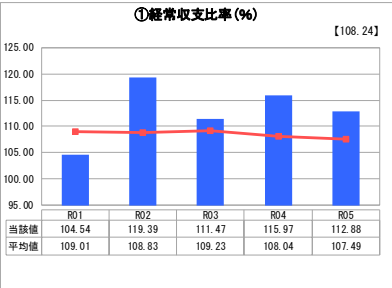
富山県 魚津市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	50.11	88.76	3,082	

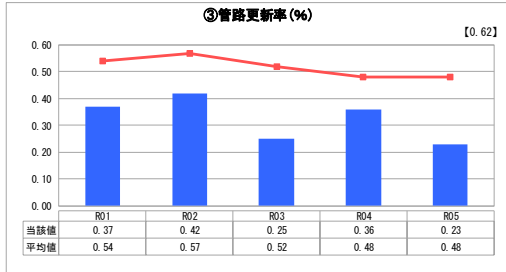
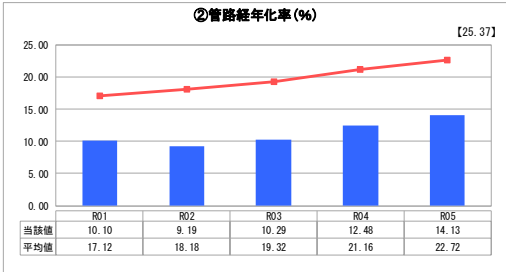
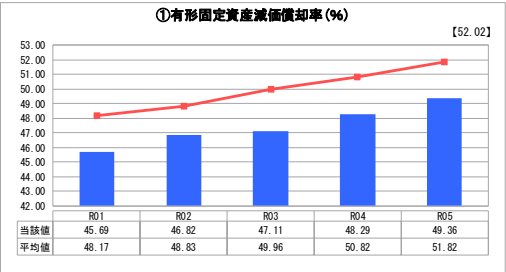
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
39,274	200.61	195.77
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
34,627	38.31	903.86

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率：令和5年度は前年度と比べて若干低い値となったが、類似団体の平均を上回っている。今後も経費削減を進める等、経営の健全化に努める。
②累積欠損金比率：累積欠損金が発生しておらず、健全な状態である。
③流動比率：類似団体の平均に比べると低い状況にあるが、100%を超えており事業運営に支障はない。
④企業債残高対給水収益比率：類似団体の平均に比べると高い状況である。施設建設の投資規模や時期を見据えて、企業債の発行の抑制に努める。
⑤料金回収率：平成31年4月に赤字経営の簡易水道事業を会計統合したことにより、100%を割り込んだが、令和元年10月に行った料金の増徴改定により比率が改善し、令和3年度は100%を上回った。令和4年度は、物価高騰対策として基本料金等減免事業を行ったため料金収入が減となり100%を下回っているが、減免分は一般会計からの補助金として収納されており、これを含めると料金回収率は110%程となる。令和5年度も100%を上回っており、類似団体の平均と比べても同程度以上を継続している。
⑥給水原価：類似団体の平均に比べ低い数値となっており、今後も維持できるよう努める。
⑦施設利用率：類似団体の平均に比べ低い数値である。今後の給水人口の減少の推移も踏まえながら、施設の統廃合やダウンサイジング等検討に努める。
⑧有収率：類似団体の平均に比べ低く、施設稼働効率が悪い状態にある。老朽管の更新や漏水調査等の実施により数値の改善に努める。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率：類似団体の平均よりやや低く、施設の老朽化の状況を把握し、計画的な更新等に努める。
②管路経年化率：類似団体の平均と比べ低い数値であるが、平成30年度から法定耐用年数を超える管路が集中してきており、事業費の平準化を図りながら、引き続き管路の更新を適切に実施する。
③管路更新率：類似団体の平均と比べ低い水準である。基幹管路を中心に計画的に管路更新に努める。

全体総括

今後の施設や管路の更新に備え、令和元年10月に料金改定を行った。このことにより、経常収支比率は令和2年度から改善したが、料金収入や経費の増減等により数値が変動している。令和5年度は、前年度と比べて若干低くなったものの100%以上を維持している。
老朽化した施設や管路の更新を計画的に進めていく上で、安定した財源の確保に向け、企業債借入額を抑制しながら、今後も定期的に料金の改定を検討し、健全な経営の維持に努める。
令和3年度に策定した水道ビジョンに基づき、今後も計画の進捗状況の把握や現状の経営分析等を行うとともに、補助事業の活用や更新施設のダウンサイジングや事業費の平準化などに取り組み、健全な事業経営の維持に努める。

(単位:千円, %)

年 度 区 分			前々年度	前年度	本年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
			(決 算)	(決 算)	(決算見込)										
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	517,753	580,828	570,145	569,109	560,564	557,009	633,211	629,176	625,168	621,187	617,232	613,303	609,400
		(1) 料 金 収 入	495,600	554,148	543,310	542,223	538,645	535,090	611,292	607,257	603,249	599,268	595,313	591,384	587,481
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
		(3) そ の 他	22,153	26,680	26,835	26,886	21,919	21,919	21,919	21,919	21,919	21,919	21,919	21,919	21,919
		2. 営 業 外 収 益	116,114	43,642	44,074	44,305	44,826	45,088	45,627	45,822	46,072	46,305	46,421	46,768	47,093
	収 入	(1) 補 助 金	81,564	8,555	8,582	7,696	7,489	7,102	6,703	6,346	6,034	5,751	5,441	5,366	5,180
		他 会 計 補 助 金	81,564	8,555	8,582	7,696	7,489	7,102	6,703	6,346	6,034	5,751	5,441	5,366	5,180
		そ の 他 補 助 金													
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	32,433	32,945	33,242	34,245	34,555	35,204	36,142	36,694	37,256	37,772	38,198	38,620	39,131
		(3) そ の 他	2,117	2,142	2,250	2,364	2,782	2,782	2,782	2,782	2,782	2,782	2,782	2,782	2,782
収 益 的 支 出	支 出	収 入 の 計 (C)	633,867	624,470	614,219	613,414	605,390	602,097	678,838	674,998	671,240	667,492	663,653	660,071	656,493
		1. 営 業 費 用	487,961	497,234	509,703	535,357	541,995	545,330	550,663	556,117	564,944	565,955	568,747	570,934	572,015
		(1) 職 員 給 与 費	47,578	53,342	57,534	51,512	51,538	51,564	51,590	51,616	51,642	51,668	51,694	51,720	51,746
		基 本 給 付 費	24,223	28,491	30,901	24,879	24,905	24,931	24,957	24,983	25,009	25,035	25,061	25,087	25,113
		退 職 給 付 費													
	支 出	そ の 他	23,355	24,851	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633	26,633
		(2) 経 費	152,498	156,353	162,935	183,424	187,086	189,358	191,666	194,008	200,080	198,632	201,083	203,572	206,099
		動 力 費	39,701	42,467	52,425	58,204	59,368	60,555	61,766	63,001	64,261	65,546	66,857	68,194	69,558
		修 繕 費	45,553	39,721	43,917	45,579	45,807	46,036	46,266	46,497	46,729	46,963	47,198	47,434	47,671
		材 料 費	1,077	1,031	1,000	1,060	2,483	2,483	2,483	2,483	2,483	2,483	2,483	2,483	2,483
支 出	そ の 他	66,167	73,134	65,593	78,581	79,428	80,284	81,151	82,027	86,607	83,640	84,545	85,461	86,387	
	(3) 減 価 償 却 費	287,885	287,539	289,234	300,421	303,371	304,408	307,407	310,493	313,222	315,655	315,970	315,642	314,170	
	2. 営 業 外 費 用	58,605	55,980	57,471	57,598	54,705	53,206	52,125	51,005	49,883	49,479	47,763	48,588	48,653	
	(1) 支 払 利 息	58,411	55,806	57,288	57,414	54,505	53,006	51,925	50,805	49,683	49,279	47,563	48,388	48,453	
	(2) そ の 他	194	174	183	184	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
特 別 損 益	特 別 損 益	支 出 の 計 (D)	546,566	553,214	567,174	592,955	596,700	598,536	602,788	607,122	614,827	615,434	616,510	619,522	620,668
		経 常 損 益 (C)-(D)	87,301	71,256	47,045	20,459	8,690	3,561	76,050	67,876	56,413	52,058	47,143	40,549	35,825
		特 別 利 益 (F)	103	164	34	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		特 別 損 失 (G)	897	2,162	2,554	1,863	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		特 別 損 益 (F)-(G)	△ 794	△ 1,998	△ 2,520	△ 1,843	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280	△ 1,280
	流 動 資 産	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	86,507	69,258	44,525	18,616	7,410	2,281	74,770	66,596	55,133	50,778	45,863	39,269	34,545
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	390,225	371,732	340,990	315,515	304,131	281,541	253,822	298,592	335,188	370,321	401,099	426,962	456,230
		流 動 資 産 (J)	611,536	596,198	567,741	568,991	524,774	454,753	473,128	588,679	627,119	800,019	953,094	989,257	1,146,703
		う ち 未 収 金	55,576	102,917	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979	92,979
		流 動 負 債	流 動 負 債 (K)	344,318	353,139	337,432	348,553	338,542	338,252	330,103	325,808	327,263	331,386	313,065	314,097
う ち 建 設 改 良 費 分	279,364		273,421	272,934	284,055	274,044	273,754	265,605	261,310	262,765	266,888	248,567	249,599	249,788	
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金	34,230		50,484	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	33,944	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
		営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	517,753	580,828	570,145	569,109	560,564	557,009	633,211	629,176	625,168	621,187	617,232	613,303	609,400
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 〔決算見込〕	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	145,400	95,000	157,600	297,200	136,400	142,500	129,200	117,400	144,300	76,200	196,370	140,000	153,300
		うち資本費平準化債													
		2. 他 会 計 出 資 金	49,534	38,901	39,817	64,407	39,850	40,476	40,489	37,730	38,607	37,216	35,977	33,612	34,370
		3. 他 会 計 補 助 金	120	168	240	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
		4. 他 会 計 負 担 金													
		5. 他 会 計 借 入 金													
		6. 国(都道府県)補助金	20,000	28,000	17,067	31,000	24,700	36,700	19,500	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		7. 固定資産売却代金													
		8. 工 事 負 担 金	3,721	5,826	5,663	12,001	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		9. そ の 他													
		計 (A)	218,775	167,895	220,387	404,968	206,310	225,036	194,549	180,490	208,267	138,776	257,707	198,972	213,030
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
		純 計 (A)-(B) (C)	218,775	167,895	220,387	404,968	206,310	225,036	194,549	180,490	208,267	138,776	257,707	198,972	213,030
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	257,420	262,628	254,022	461,913	282,762	308,514	268,473	234,204	255,350	162,814	250,000	250,000	250,000
		うち職員給与費	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446	19,446
		2. 企 業 債 償 還 金	285,217	279,364	273,421	272,934	284,055	274,044	273,754	265,605	261,310	262,765	266,888	248,567	249,599
		3. 他会計長期借入返還金													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
		5. そ の 他													
		計 (D)	542,637	541,992	527,443	734,847	566,817	582,558	542,227	499,809	516,660	425,579	516,888	498,567	499,599
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		323,862	374,097	307,056	329,879	360,507	357,522	347,678	319,319	308,393	286,803	259,181	299,595	286,569
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	234,656	250,218	183,963	219,796	306,710	301,384	295,180	269,937	257,088	253,911	218,363	258,777	255,751
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	70,000	105,000	100,000	70,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	10,000
		3. 繰 越 工 事 資 金													
		4. そ の 他	19,206	18,879	23,093	40,083	23,797	26,138	22,498	19,382	21,305	12,892	20,818	20,818	20,818
		計 (F)	323,862	374,097	307,056	329,879	360,507	357,522	347,678	319,319	308,393	286,803	259,181	299,595	286,569
	補填財源不足額 (E)-(F)														
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
	企 業 債 残 高 (H)		4,276,149	4,091,785	3,975,964	4,000,230	3,852,575	3,721,031	3,576,477	3,428,272	3,311,262	3,241,707	3,240,744	3,133,140	3,144,445

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度										
区 分		(決 算)	(決 算)	[決算見込]	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分		9,095	8,555	8,582	7,696	7,489	7,102	6,703	6,346	6,034	5,751	5,441	5,366	5,180
	うち基準内繰入金	5,954	5,558	5,621	5,055	4,855	4,563	4,263	3,982	3,721	3,472	3,210	3,075	2,897
	うち基準外繰入金	3,142	2,998	2,961	2,642	2,634	2,539	2,441	2,365	2,314	2,279	2,232	2,292	2,284
資 本 的 収 支 分		49,654	39,069	40,057	64,767	40,210	40,836	40,367	37,324	37,906	36,181	34,595	31,841	32,267
	うち基準内繰入金	34,962	24,819	25,480	49,772	24,890	25,302	24,927	23,366	23,614	22,692	21,380	18,894	19,004
	うち基準外繰入金	14,693	14,250	14,578	14,995	15,320	15,535	15,441	13,959	14,292	13,489	13,215	12,948	13,264
合 計		58,749	47,624	48,639	72,463	47,699	47,938	47,070	43,670	43,940	41,932	40,036	37,207	37,447